

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号) 1

○地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 3

改正案	現行
<p>〔法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等〕</p> <p>第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、衛生マスクとする。</p> <p>〔衛生マスクの転売の禁止〕</p> <p>第二条 衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスクの購入をした者は、当該購入をした衛生マスクの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該衛生マスクの売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであつて、当該衛生マスクの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならない。</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第三条 法第三十条第一項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第四条～第六条 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第二条～第四条 （略）</p>

(罰則)

第七条 第二条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(新設)

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる
政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる
政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	(略)	国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）	(略)
事務	(略)	第六条第一項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	(略)

政令	(略)	国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）	(略)
事務	(略)	第四条第一項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	(略)